

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月30日（火）午後14時03分から午後14時51分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	宮山卓也
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（1人）

17番 松田林一

5. 出席推進委員（24人）

吉田和功
本田あゆ子
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
渡邊康之
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
石田雄一
鶴山正行
高木 淳
杉本秀雄

瀬本浩和
宮本光治郎
高橋豊
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
岩村広人

6. 議事日程

- | | | |
|----|-------|------------------------------|
| 第1 | 議案第1号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第2号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第3号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第4号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第5号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第6 | 議案第6号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第7 | 議案第7号 | 農用地利用集積等促進計画案について |
| 第8 | 議案第8号 | 非農地証明願いについて |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	田中	学
主幹	小山	貴晴
参事	井上	真由美
主任	竹見	清之
主事	村田	茜

8. 会議の概要

事務局

注意事項を申し上げます。
ご発言につきましては、会場の正面向かって左手側に設置しております演台の場所にて発言していただきます。
総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。
それでは、ただいまから4月の総会を開会したいと思います。
本日は、松田委員から欠席の連絡が入っております。
本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。ゴールデンウィークに入りまして、雨ばかりで大変仕事が

はかどらないところかと思えます。

それでは、4月の農業委員会総会を始めます。

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力、よろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

18番 倉井正治委員、19番 吉田寛実委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が4件、贈与による取得が1件、交換が2件ありました。地目は、田2万8,476m²です。内容につきましては、議案書記載のとおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、松高。

推進委員

八代松高地区担当の鞍本です。よろしくお願い申し上げます。

申請番号1番、2番、3番に続いて説明いたします。

まず1番、4月24日に倉井委員さんと申請地の確認を行いました。案件は、譲受人が申請地を取得して規模を拡大する計画です。譲受人は後継者もいて、周辺農地で農業を営んでいます。申請地は、井揚の住宅と墓地に囲まれた田んぼで、周辺農地への日照関係、水害等の悪影響はないと思われます。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、申請番号2番と3番について説明します。同じく24日、倉井委員さんと申請地の確認を行いました。案件は、2番と3番のそれぞれの譲渡人、譲受人の所有農地が作業効率を考えて20年ぐらい前から交換して耕作されていたものを、世代交代もあり、今回、現況に合わせて所有権移転の申請がありました。申請地は井揚町の農地で、周辺農地の悪影響はないと思えます。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長

4 番、龍峯。

推進委員

龍峯担当の光永です。4 番について説明します。

26 日、森本委員と申請者に会って話を聞いてきました。このほど、申請者が借りている土地を地主の方が贈与するというので、今回の申請になりました。もう 30 年ぐらい前から借りて耕作しているそうです。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

5 番、金剛。

推進委員

金剛の鶴山です。申請番号 5 番について説明いたします。

27 日に、内田委員、石田委員と現地を確認しに行きました。譲渡人は農業を辞められるということです。譲受人は〇〇県の農業生産法人で、平成 29 年に認定農業者になっておられます。生花祭壇事業で使用する菊の栽培をされています。北から南、いつでも供給できる体制をつくりたくて八代に進出しますとのこと。御審議よろしくをお願いします。

議 長

6 番、千丁。

推進委員

千丁の高橋です。

譲受人、譲渡人は親戚同士でありまして、何も問題はないので、よろしく審議のほどをお願いします。

議 長

7 番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の橋本です。申請番号 7 番について説明します。

申請地は〇〇〇橋の近くで、農免道路の東側です。23 日に農業委員の吉永さんと譲受人と私、3 人で現地を確認し、話を聞きました。譲渡人は高齢で、将来、申請地を耕作できる見込みがないし、現在耕作している譲受人に買ってもらいたいと相談されたそうです。問題ないと思います。御審議よろしくをお願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。

今月の申請は2件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、用途地域内に農地があるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。なお、1番の案件については、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

2番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、不許可の例外規定に該当し、また、無断転用のため、土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺の農地に悪影響を及ぼすおそれのないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当の委員さんから説明をお願いします。

1番、松高。

推進委員

八代松高地区の鞍本です。申請番号1番について説明します。

4月24日、倉井委員さんと申請地の確認を行いました。案件は、父親から相続した土地が畑だったところを無断で埋め立て、貸家の駐車場として利用されていたことが分かり、今回、宅地転用の申請がありました。申請地は松崎町で、周囲には農地はなく、住宅に囲まれています。御審議方、よろしく願いいたします。

議 長

2番、龍峯。

推進委員

龍峯担当の光永です。

このたび、国道3号線の拡幅のため、申請者の建物や小屋、ガレージ等が対象となり、用地買収になりました。そのために取り崩し、同じ敷地内にあるところに建て替える予定ですが、まだその建て替えようと思っていた土地が水田だったため、今回の申請になりました。無断転用だったため、始末書が出ています。よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから9ページのとおり致します。

今月の申請は、所有権移転が17件、賃貸借権が1件、使用貸借権が1件、合計が19件で、内容につきましては、議案書に記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

4ページの1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可が可能と判断しました。なお、1番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

2番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可が可能と判断しました。

3番の案件は、農業公共投資の対象になっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

5ページをお願いします。

5ページの4番から6番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6ページをお願いします。

6ページの7番の案件は、農用地区域内にある農地に区分されますが、一時的に利用するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認めることから、一時転用許可は可能と判断しました。なお、転用期間は、令和9年5月9日までの3年間となっています。

8番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上で必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

9番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

7ページをお願いします。

10番の案件は、新八代駅からおおむね300メートル以内の区域にある農地のため、第3種農地と区分され、許可は可能と判断しました。

11番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上で必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定に代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

12番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。また、12番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

8ページをお願いします。

13番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

14番の案件は、農業公共投資の対象になっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

15番の案件は、八代南インターチェンジの出入口の周囲からおおむね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

9ページをお願いします。

9ページの16番、17番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。両案件ともに無断転用により土地選定の代替地がなく、許可は可能と判断いたしました。なお、16番、17番の案件は、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

18番の案件は、千丁支所からおおむね300メートル以内の区域にある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

19番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方、よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田です。申請番号1と2について説明いたします。

4月25日に地区担当委員全員で現地確認いたしました。

1番の案件は、実家の土地を譲り受け、駐車場として利用しており、今回、字図と照らし合わせて農地であることが分かり、その一部がカーポートにかかっており、所有権移転とともに申請するという事です。なお、無断転用であるため、始末書が添えられております。

2番の案件は、県道に面し、現況、非耕作地で、その農地を受け手の建設会社が借り受け、社宅と駐車場を整備するとのことです。問題はないと思います。

審議、お願いします。

議長

3番、八千把。

推進委員

八千把担当の中田です。申請番号3番から5番について説明します。

3番、申請地は、海士江町の〇〇〇〇〇〇より東へ□□□メートル行ったところで、周りは住宅地で、現況、荒れ地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいと

いった申請になります。何ら問題はないと思います。

4番、申請地は、古閑中町の□□□□□□□□□□□□店より西へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況、荒地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

5番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の○○○○○○店より東へ□□□メートル行ったところで、現況、造成済みの農地で、ここを駐車場として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

審議、お願いします。

議 長

6番、太田郷。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。申請番号6番から11番まで御説明いたします。

21日、有馬委員とともに申請地のほうを確認に参りました。

申請番号6番、東片町、八代インター南西△△△メートル、○○○○○西側□□□メートルのところとなります。受け人の方が隣接する申請地を買い受けて駐車場用地として利用したいとのことでした。何ら問題はないと思います。

続きまして、申請番号7番、上片町、□□□□□□□□□□店前、○○○○○○○○店隣となります。ここは遊休農地でもあります。その一部分となります。借人の方が10月、申請許可を受けられた申請地北側△△メートルのモデルハウス建築に伴い、申請地を借り受けて案内看板の設置用地として利用したいとのことでした。なお、3年間の一時転用となります。何ら問題はないと思われます。

8番、上片町、□□□駅より南東△△△メートル、○○○○○○より西へ□□□メートル、○○○○○○○店南側側道を△△△△△に向かう道沿い北側となります。受け人の方が申請地を買い受け、個人住宅を建築したいとのことでした。用排水路、道路を隔てて東側、西側に農地がありますが、問題はないと思われます。

9番、中片町、○○○○○○○南南東△△△メートル、□□□□中学校より○○○を結ぶ道路沿い北側となります。借人の方が申請地を母より借り受け、個人住宅を建築したいとのことでした。北側に農地がありますが、影響は少ないと思われます。

続きまして、10番、井上町、○○○○○駅△△前の道路向かい側となります。受け人の方が申請地を買い受けて個人住宅を建築するとともに、在来線利用者64台分の月極駐車場を整備したいとのことでした。排水路を隔てて農地がありますが、何ら問題はないと思われます。

続きまして、11番、島田町、八千把地区との境で、○○○○○○○より南へ△△△メートル、□□□駅より北へ△△△メートル、○○○○○○○南隣となります。受け人の方が申請地を買い受け、建て売り住宅9棟を建築したいとのことでした。

東・南側に農地がありますが、影響は少ないと思われます。

以上、御審議方、よろしく申し上げます。

議 長

1 2 番、麦島。

推進委員

植柳・麦島担当の矢鉾です。申請番号1 2番について説明いたします。

先日2 4日、吉田委員さんと現地確認をいたしました。

申請地の転用目的は、個人住宅を建築したいということです。申請地は都市計画区域内にあり、住宅や道路に囲まれていて、周辺農地への影響はないと思いますが、申請地は既に埋立て・整地されており、これは譲渡人の方が農地法を知らずに行ってしまったということです。始末書が添付されております。

御審議方、よろしく申し上げます。

議 長

1 3 番、高田。

推進委員

1 3 番、1 4 番、高田ですので、2 か所続けてまいります。

4 月 2 3 日の日に内田委員さんと一緒に現地確認に行きまして、申し上げます。

場所としまして、〇〇駅より東に約□□メートルぐらい行ったところに、南側と東側は道路であり、西側は畑、また、北側も畑といった状態ではありますが、場所的に住宅地、田んぼというか、ザボン畑の真ん中ぐらいになりますけれども、審議、よろしく申し上げます。

それと、平山新町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇の場所なのですが、なかなか分かりにくい場所ですけれども、八代の□□□から△△△△のほうに入りまして約〇〇〇メートルぐらい行った東側に位置する場所です。北側は〇〇〇〇〇〇が走っております。南側は道路、□□道路といった感じの場所でもありますし、東側、宅地にはなっていますけれども、なかなか難しい、山の裾野に回ったところにある場所でございます。何ら問題はないと思いますけれども、御審議のほう、よろしくお願いいいたします。

議 長

1 5 番、金剛。

推進委員

金剛地区担当の石田です。申請番号1 5番について説明いたします。

2 9 日、内田委員さん、鶴山委員さんと現地確認を行ってまいりました。

申請場所は、〇〇道路〇〇〇〇〇〇〇〇〇から国道3号線を□□□メートルほど△△△方面に行ったところがあり、南側に〇〇〇〇〇〇が走り、北側を△△△△△、西側には受け人の事務所がございます。転用事由にもあるとおり、申請地は

耕作放棄地となっているものを資材置場に利用したいとのことです。
御審議よろしくお願ひいたします。

議 長

16番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号16番、17番について説明します。

16番、4月28日、中村委員と現地確認を行いました。転用者は、申請地が農地であることを知らずに借り受け、宅地として使用していました。このたび取得し、宅地を拡張しようとしたところ、無断転用であることが判明し、今回の申請に至りました。周辺農地への影響はないと考えます。御審議方、よろしくお願ひします。

17番、4月27日、中村委員、所有者、転用者5名で現地確認を行いました。転用者は地元〇〇〇〇であり、今回、田196m²を取得し、□□施設を新築したいとの申請です。周辺農地への影響はないと考えます。御審議方、よろしくお願ひします。

議 長

18番、千丁。

推進委員

千丁の高橋です。

4月25日、深田委員はじめ3名で見に行きました。市役所千丁支所の〇側です。譲受人は、建て売り分譲住宅を14棟建設予定です。何も問題はないです。

審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

19番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の寺本です。19番について説明します。

申請地は、〇〇〇より西へ約□キロ、△△△△の南に位置します。個人住宅への転用申請です。確認いたしました。農地、また、用排水路等にも何ら影響はないものと思われまふ。

御審議よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませぬか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

なお、18番の千丁の新牟田の案件は、農地転用面積が3,000平米を超えることから、県の諮問会議に許可相当として進達いたします。

次に、議案第4号農地法第5条事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農地法第5条事業計画変更申請について、議案書10ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、令和6年3月1日付で農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、承継者に変更するために必要となる承認の申請です。当初の転用目的と変更なく、個人住宅として利用する内容となっています。申請地は第3種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから、承認できると判断しました。

それでは、御審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。

申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇より西へ△△△メートル行ったところで、現況、基礎工事中の農地で、令和6年3月1日付で転用許可済みでしたが、住宅ローンの正式申込みに当たり、妻と連帯債務とすることを条件とされたため、今回の変更申請になりました。何ら問題はないと思います。

審議、お願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。

議案第5号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書11ページから34ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が35件、面積は14万9,699m²、所有権移転が9件、面積は5万576m²です。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月5月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、5月10日金曜日に実施いたします。関係する地区は鏡町貝洲です。地区の担当委員さんにおかれましては御出席いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第6号農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書35ページから39ページのとおり付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、賃借権設定が4件で、面積は2万4,496㎡、使用貸借権設定が4件で、面積は2万1,220㎡、合計で4万5,176㎡です。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

説明につきましては以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第7号農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農用地利用集積等促進計画案について、議案書40ページから41ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聞くというものです。

今回の案件は、更新が4件です。受け人、農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等や、効率的利用や農作業の常時従事を満たしていると判断されています。

説明につきましては以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第8号非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第8号非農地証明願いについて、議案書42ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、宅地であることの証明です。申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般、地目が農地であることが判明しました。固定資産課税台帳記載事項証明書により、明治元年度、住宅が建設されたものとされており、このことから、農地法施行日である昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、令和6年4月15日に、宮地担当農地利用最適化推進委員と現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

御審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、宮地。

推進委員

宮地担当の林田ですけれども、4月15日、現地のほうへ行ってまいりました。現地には住宅の一部が現在も建っており、非農地として扱うことに何ら問題はないというふうに思います。

審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので報告します。

これをもちまして、4月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさ

までした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和6年4月30日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____